（接続料の再計算）

第二十一条　事業者は、法第三十三条第十四項の規定により再計算した接続料を、法第三十三条第五項機能に係るものの並びに第八条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定した一般法定機能に係るものにあっては再計算後直ちに、その他の一般法定機能に係るものにあっては毎事業年度経過後七月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて総務大臣に報告しなければならない。

別表第２の１（第６条関係）　正味固定資産価額算定方法

［略］

設備区分	算定方法
［略］	
電力設備（交流無停電電源装置）	1　設備量の算定 ⑴　［略］ ⑵　交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流200Ｖを要する設備（監視設備（総合監視））の交流200Ｖ所要電流の合計に３の平方根及び交流無停電電源装置出力電圧0.2kVを乗じたものを、当該局の交流200Ｖ所要容量とする。 ⑶　［略］ 2　［略］
［略］	
電力設備（小規模局用電源装置）	1　ＲＴ－ＢＯＸ以外の局に設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置１台当たりの最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。 2　ＲＴ－ＢＯＸに設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備（局設置簡易遠隔収容装置を除く。）の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置（ＲＴ－ＢＯＸ用最大規格）の１台当たりの最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置（ＲＴ－ＢＯＸ用直近上位規格）台数を小規模局用電源装置台数に加える。 3　投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前二項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。 局ごと小規模局用電源装置投資額 ＝小規模局用電源装置台数×小規模局用電源装置単価
［略］	

（接続料の再計算）

第二十一条　事業者は、法第三十三条第十四項の規定により再計算した接続料を、法第三十三条第五項の機能に係るものにあっては再計算後直ちに、その他の機能（第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。）に係るものにあっては毎事業年度経過後七月以内にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて総務大臣に報告しなければならない。

別表第２の１（第６条関係）　［同左］

［同左］

設備区分	算定方法
［同左］	
電力設備（交流無停電電源装置）	1　設備量の算定 ⑴　［同左］ ⑵　交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流200Ｖを要する設備（監視装置（総合監視））の交流200Ｖ所要電流の合計に３の平方根及び交流無停電電源装置出力電圧0.2kVを乗じたものを、当該局の交流200Ｖ所要容量とする。 ⑶　［同左］ 2　［同左］
［同左］	
電力設備（小規模局用電源装置）	1　設備量の算定 局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置される設備（局設置簡易遠隔収容装置を除く。）の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置１台当たりの最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。 ［新設］ 2　投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。 局ごと小規模局用電源装置投資額 ＝小規模局用電源装置台数×小規模局用電源装置単価
［同左］	